

今後のスケジュールについて

年月	検討部会	広域支援センターのあり方検討 WG
7 月	第1回検討部会 (本日) ・現状と課題について ・広域支援センターのあり方検討 WG の設置について	【下旬】 第1回 WG ・広域支援センターの機能・役割について ・広域支援センターが事業を推進する上で、他の関係機関に期待する機能・役割について ・その他
8 月		WG 提言(案)
9 月	【9月中～下旬】 第2回検討部会開催に先立ち意見照会 予定(関係機関の機能・役割等)	
10 月	【下旬】 第2回検討部会 ・今後の施策の方向性について ・広域支援センターのあり方検討 WG の提言(案)について	第2回 WG ・第2回検討部会の議論を受け、提言(案)の再検討
11 月		WG 提言
12 月	【中旬】 第3回検討部会 ・評価指標について ・その他今後の地域リハビリテーション支援体制のあり方について	
H28 年 1 月	【下旬】 第4回検討部会 ・報告書(素案)について	
2 月	【上旬】 第1回地域リハビリテーション協議会 ・報告書(案)について ・広域支援センターの指定基準について	
3 月	【下旬】 第2回地域リハビリテーション協議会 ・広域支援センターの指定(更新)について	

(※進捗状況等に応じて、適宜調整)

○地域リハビリテーション関係機関の機能・役割 記入様式（案）

機関	現行の指針における機能・役割	広域支援センターがお願いしたい機能・役割 (広域支援センターのあり方 WG の提言から引用予定)	これからの地域リハビリテーション推進のための機能・役割
県（健康福祉部）	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、本事業の総括を担い、地域リハビリテーションに関する情報収集・課題の分析・事業計画の立案・評価を行います。 ・「千葉県保健医療計画」、「健康増進計画（健康ちば21）」、及び「千葉県地域福祉支援計画」等戸横断的に関わり、各計画の施策と連携を図ります。 		
健康福祉センター (保健所)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉センター（保健所）は、高齢者や障害者が急性期・回復期・維持期への連続したリハビリテーションが受けられる体制作りを推進する役割を担っています。 ・管内の状況に合わせて地域リハビリテーション関係機関や住民等と連携を図り、地域リハビリテーション機能の一層の充実を図ります。 		
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、保健・福祉に関する各市町村の政策に基づき、寝たきりや閉じこもりを予防するため介護予防事業を実施するとともに、健康増進事業により住み慣れた地域で生き活きと生活できるように住民の健康づくりを支援する役割を担っています。 ・千葉県リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション広域支援センター機能の一層の充実を図ります。 ・地域リハビリテーション広域支援センターと連携し、地域リハビリテーションに関する情報提供を行います。 		
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターは、サービスの適切な提供のために、地域におけるネットワークを構築し、地域全体を包括した介護予防を推進する役割を担っています。 ・介護予防マネジメントの実施にあたっては、関係機関と連携して地域リハビリテーションの状況を把握し、リハビリテーションが切れ目なく提供できるようにします。 ・千葉県リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション広域支援センター及び地域リハビリテーション関係機関や住民等と連携を図り、地域リハビリテーション機能の一層の充実を図ります。 		
千葉県地域リハビリテーション協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県地域リハビリテーション協議会は、県の求めに応じ、地域リハビリテーションの推進に必要な事項を決定します。 ・県内のリハビリテーション関係機関相互の連携を深め、円滑な連携確保のための指針について検討し策定します。 ・地域リハビリテーションを推進する中核機関として「千葉県リハビリテーション支援センター」を県に1ヵ所指定するとともに、地域におけるリハビリテーション実施機関への支援等を行う機関として、二次保健医療圏に概ね1ヶ所「地域リハビリテーション広域支援センター」を指定します。 ・千葉県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの役割が十分に発揮できるよう検討し、提言すると共に、指定のために必要な調整及び協議を行います。 		

<p>千葉県リハビリテーション支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県リハビリテーション支援センターは、県内1か所指定され県内の地域リハビリテーションを推進します。 ・二次保健医療圏に概ね1カ所指定された地域リハビリテーション広域支援センターへの助言、人的支援及びリハビリテーションに関する研修等を行います。 ・関係団体や医療機関との連絡調整を密に行うため、「連絡調整会議」等を開催します。 ・リハビリテーションを円滑に実施市、また、地域リハビリテーション関係機関との連携に資するため、医療・福祉に係るリハビリテーション資源の調査等を行い、その情報等について、関係者やリハビリテーションを利用する者に対し分かりやすく提供します。 ・課題を分析し、具体的な事業計画について、県及び地域リハビリテーション広域支援センターとともに立案し、関係機関の連携のもとに遂行します。 ・地域リハビリテーション関係機関や住民等を対象に、リハビリテーションに関する知識や技術の向上等を図るための講演会等を行います。 ・住民及び地域リハビリテーション広域支援センターへの福祉用具、住宅改修等の相談や対応等に係る支援を行います。 		
<p>医療機関 <回復期病院等> <急性期病院等> <住民に身近な地域の病院・診療所></p>	<p>病院・診療所などの医療機関は、各種疾患における急性期・回復期・維持期の地域リハビリテーションの推進を図る拠点であります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、急性期から回復期においては、他職種による専門的かつ集中的なリハビリテーションを担っております。 ・維持期においては、地域との切れ目のない連携を図る一方、リハビリ専門職による通所リハビリや訪問リハビリの拠点としても機能します。 ・かかりつけ医においては、介護保険事業所等を含む地域リハビリテーション関係機関と連携し、在宅療養の継続・充実を図ります。 		
<p>歯科医療機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療機関とは、歯科診療と摂食・嚥下訓練により口腔機能の向上を担っています。 ・医療機関や市町村、かかりつけ医などと連携し、急性期から維持期までの航空保険の推進を図ります。 		
<p>訪問看護ステーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーションは、かかりつけ医との連携をとりながら、在宅療養者へのリハビリテーションサービスの提供を担っています。 ・介護支援専門員やリハビリ専門職等と連携をとり、利用者の持つ動作能力を活かしながら、安全で自立したより活動的な療養生活への援助・指導・助言を行います。 ・難病、医療依存度高医療者に対して、看護師や理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が連携して、身体機能の維持、日常生活への援助とともに、家族には介護法の指導等の援助を行います。 ・その他、地域リハビリテーション関係機関との連携を取りつつ、サービスの提供を行います。 		

<p>理学療法士会 作業療法士会 言語聴覚士会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各専門職団体は、地域リハビリテーション推進事業に協力すると共に、当事業の周知の役割を担っています。 ・地域リハビリテーションを円滑に進めるため、各専門職団体の所属組織（職場・職域）を超えた参加・協力が必要であることから、各専門職団体は、地域リハビリテーション広域支援センター等が行う事業へ積極的に参加します。 		
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会は、地域住民一人一人が中心となって、互いに支え合い助け合いながら、住み慣れた地域の中で安心して楽しく暮らしていくことのできる心豊かな地域社会づくりを推進する役割を担っています。 ・千葉県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センター、地区社会協議会及びボランティア等市民活動団体等と連携を強化し、地域リハビリテーション機能の充実を図りながら、地域福祉活動を推進します。 		
<p>居宅介護支援事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所は、生活機能を維持していくため関係機関との調整とケアプランの作成を担っています。 ・サービス担当者会議において本人および家族のニーズ、かかりつけ医・訪問看護、リハビリ専門職からの動作能力・福祉用具の活用・住宅環境等を含めた情報収集を行い、生活機能の維持向上を支援します。 ・モニタリングを実施しながら、生活機能の低下が生じた場合には、かかりつけ医との連携を図るとともに、様々なサービスを組み入れながらリハビリテーションを実施できるよう調整します。 ・利用者の抱えている問題を把握し、介護保険サービスに限らず、地域の社会資源の活用を通じて問題の解決にあたります。 		
<p>介護保険施設 ＜介護老人保健施設＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設は、入所者の在宅復帰を目的とする施設であり、医療機関との連携を取りつつ維持期のリハビリテーションを担っています。 ・通所リハビリテーションの事業所としての役割を担い、維持期のリハビリテーションとして介護スタッフやリハビリ専門職が連携を取りながら個々の生活機能の維持向上を援助します。 ・在宅療養者に向けての環境調整や、継続的なリハビリテーションを受けるための家族及び各関係機関との連携を密にします。 		
<p>介護保険施設 ＜介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームは、入所者に対し日常生活動作を重視したリハビリテーションプログラムを展開し、自立を支援する役割を担っています。 ・生活の質の確保を図るべく、リハビリテーションの機能を充実させ、医療機関等の地域リハビリテーション関係機関との連携を図ります。 		